# 家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令 （平成十三年農林水産省令第六十三号）

家畜改良増殖法第三十二条の二第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年九月二六日農林水産省令第九八号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附則（平成一七年三月二三日農林水産省令第二八号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号）

##### １

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二二年一二月一日農林水産省令第六〇号）

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。